

(指定製造者への指定の取消の処分基準)

計量法

(指定の基準)

第六十条 第六十七条の規定により指定を取り消され、その取消の日から一年を経過しない製造者は、第十七条第一項の指定を受けることができない。

2 経済産業大臣は、第十七条第一項の指定の申請が次の各号に適合すると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

(都道府県が処理する事務)

第百六十八条の八 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

計量法施行令

(都道府県が処理する事務)

第四十一条 法第十七条第一項、第五十九条、第六十二条第一項、第六十四条、第六十五条及び第六十七条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。